

# 小規模な倉庫の 建築基準法上の取扱い

# 小規模な倉庫の取扱い

土地に自立して設置する小規模な倉庫のうち、外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、内部に人が立ち入らないもので、次のいずれかに該当するものは、「建築物に該当しない」とものと取扱います。

- (1) 奥行が1.0m以下、軒の高さが2.3m以下で、  
かつ、床面積5 m<sup>2</sup>程度
- (2) 高さ1.4m以下